

# 一般社団法人 日本心理臨床学会 入会手続きのご案内

## 一般社団法人 日本心理臨床学会 入会手続きのご案内

本会への入会をご希望いただき、ありがとうございます。

以下に手続きに際しての注意、入会資格等を記載しますので、熟読の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

### 【手続き】

1. [入会フォーム](#)に必要事項を漏れなく入力し、送信してください。送信と同時に、入力いただいたメールアドレスに送信完了のメッセージが送られますので、ご確認ください。
2. 年間5～6回程度開催される業務執行理事会・理事会で審査が行われます。
3. 審査の結果は、審査終了後に郵送いたします。タイミングによっては最長4か月程度お待ちいただくこともございます。
4. 承認された場合：結果通知と入会金・当該年度会費の振込用紙をお送りいたしますので、納入をお願いいたします。

入会金：10,000円

年度会費：9,000円

※2019年度より、大学院修士課程／博士前期課程在学中の方は、入会金を免除し、初年度会費を5,000円に減額することになりました。

5. 上記の手続きが完了しますと、正式に会員情報が登録され、学会誌「心理臨床学研究」(年6冊)や大会プログラム、広報誌等が発行の都度、送付されます。学会誌は在庫がある場合、年度初め分より送付されますが、大会プログラムや広報誌等は入会手続き完了以降のものとなります。

### 【流れと登録が必要な事項】

#### STEP1

氏名、フリガナ、所属先、職名、生年月日、入会年度、連絡先の指定(自宅／勤務先)、連絡先住所・TEL・FAX・E-mail)

#### STEP2

入会資格の選択(【[入会資格\(本学会則より\)](#)】を参照)

(STEP3以降は、入会資格によって入力が必要な項目が変わってきます)

#### STEP3

学歴、心理臨床経験、研究業績等

## STEP4

推薦者氏名、推薦者会員番号(必ず推薦者ご本人に、推薦者となることについての了承を得ていただき、会員番号を尋ねてください)

## STEP5

入力内容の確認

### 【入会資格（本会細則より）】

#### 第2条 定款第6条の（本会）正会員入会資格は、次の各項のうち何れかを有するものとする。

1. 大学院研究科等において心理学または隣接諸科学を専攻した修士課程あるいは博士課程前期の修了者及びこれと同等以上の学歴を有するもの。
2. 大学院研究科等において心理学または隣接諸科学を専攻する修士課程あるいは博士課程前期に在学するもの。
3. 大学学部において心理学または隣接諸科学を専攻し、卒業後2年以上の心理臨床経験を有するもの。
4. 上記以外で、8年以上の心理臨床経験を有し、かつ心理臨床学的業績の顕著なものと認められたもの。

#### 第3条 心理学を専攻した者とは、次のとおりとする。

1. 心理学科、教育心理学科は大学院研究科、大学学部がいずれであっても認める。
2. 学科名を冠しなくても、心理学を専攻したことの明確な場合。
3. 特殊教育学、児童学、人間科学などの専攻はその構成、専攻、本人の取得単位などに応じて個別に検討することがある。
4. 短期大学は除外する。

#### 第4条 心理臨床経験とは、次のとおりとする。

1. 次に示す機関に心理臨床の専門家として勤務したものは認める。
    - イ. 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、障害児(者)センター、女性相談(所)センターなど福祉関係機関、施設及びこれに準ずるもの。
    - ロ. 精神科、神経科、小児科、心療内科、老人保健施設、国立療養所身障児病棟などの病院及び精神保健福祉センター等。
    - ハ. 少年鑑別所、少年院など矯正保護機関及び施設。
  - 二. 家庭裁判所
  - ホ. 大学に設置された保健管理センター・学生相談センター、心理教育相談所等。
  - ヘ. 学校、適応指導教室、サポートセンター等の教育機関施設。
  - ト. その他、上記の機関、施設等における心理臨床業務に準ずる仕事に従事するもの。
2. 勤務形態が非常勤、研究生、派遣生などの場合は、その実態に応じて週3日以上ならば専任者と同等に、2日以下ならば6割に計算する。
  3. 以上の経験は、現在の地位でなくても、過去10年以内にその条件を満たしていればよいものとする。